

出願資格・要件

総合型選抜入試

本学を専願し、合格した場合、入学を確約できる者。

本学・各学部アドミッションポリシーを理解し、本学への入学を強く希望する学生を求めます。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（8月29日（金）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。詳細は、P.38をご確認ください。

歯学部 以下のいずれかの資格・要件を有する者

I	高等学校または中等教育学校を令和7年3月に卒業した者、もしくは令和8年3月卒業見込みの者
II	通常の課程による12年の学校教育を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月修了見込みの者
III	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和6年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者
	① 外国において学校教育における12年の課程を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、もしくはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和7年3月に修了した者、もしくは令和8年3月31日までに修了見込みの者
	③ 文部科学大臣の指定した者
	④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、または国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑤ 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、または令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
	⑥ 専修学校の高等課程を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
IV	⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和6年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者。なお、令和8年3月31日までに18歳に達する者
IV	短期大学または大学に在学中の者 ※在籍証明書提出必須。詳細はP.40をご確認ください。

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（8月29日（金）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。また、外国の高等学校を卒業し、外国の大学または短期大学に在籍している場合も、出願前（8月29日（金）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。詳細は、P.36～をご確認ください。

薬学部 以下 I および II の項目の資格・要件を有する者

I	① 高等学校または中等教育学校を令和7年3月に卒業した者、もしくは令和8年3月卒業見込みの者
	② 通常の課程による12年の学校教育を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月修了見込みの者
	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和6年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者
	① 外国において学校教育における12年の課程を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、もしくはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和7年3月に修了した者、もしくは令和8年3月31日までに修了見込みの者
	③ 文部科学大臣の指定した者
	④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、または国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
II	⑤ 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、または令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
	⑥ 専修学校の高等課程を令和7年3月に修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
	⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和6年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者。なお、令和8年3月31日までに18歳に達する者
【必須履修科目】	
「化学基礎」および「化学」を履修した者*	
*上記名称の科目ではない場合は、相当する科目を履修していること	

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（8月29日（金）郵送必着）までに入学資格審査が必要となります。詳細は、P.36～をご確認ください。

保健医療学部 以下のいずれかの資格・要件を有する者

I	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
II	通常の課程による12年の学校教育を令和8年3月修了見込みの者
III	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和7年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者
	① 外国において学校教育における12年の課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者
	③ 文部科学大臣の指定した者
	④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、または国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑤ 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
	⑥ 専修学校の高等課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
	⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月までにこれに該当する見込みの者。なお、令和8年3月31日までに18歳に達する者

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（8月29日（金）郵送必着）までに入学資格審査が必要となります。
詳細は、P.36～をご確認ください。

学校推薦型選抜入試（公募）

本学を専願し、合格した場合、入学を確約できる者。

本学・各学部アドミッションポリシーを理解し、本学への入学を強く希望する学生を求めます。

学校推薦型選抜入試と卒業生推薦入試の両入試区分の併願はできません。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（金）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。詳細は、P.38をご確認ください。

医学部 以下 I および II の項目の資格・要件を有する者

I	①	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月に修了見込みの者 ※ただし、在籍するまたは在籍した在外教育施設がその学校の規定上、上記の3月以外に修了が定められている場合は、令和7年4月以降令和8年2月までの修了者、もしくは修了見込みの者も、令和8年3月修了見込みの者と同じと見なす
II		高等学校または中等教育学校での学業成績において全体の評定平均4.3以上であり、人物、学力ともに優秀で学校長の推薦を受けた者（高等学校1年から3年1学期まで、または3年前期までの全体の評定平均値。もしくは中等教育学校4年から6年1学期まで、または6年前期までの全体の評定平均値。）

※特別協定校推薦の出願資格は、別途高校宛に通知します。

歯学部・保健医療学部 以下 I および II の項目の資格・要件を有する者

I	①	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月に修了見込みの者 ※ただし、在籍するまたは在籍した在外教育施設がその学校の規定上、上記の3月以外に修了が定められている場合は、令和7年4月以降令和8年2月までの修了者、もしくは修了見込みの者も、令和8年3月修了見込みの者と同じと見なす
II		人物、学力ともに優秀で学校長の推薦を受けた者

※指定校推薦・特別協定校推薦の出願資格は、別途高校宛に通知します。

薬学部 以下Ⅰ～Ⅲすべての項目の資格・要件を有する者

Ⅰ	①	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月に修了見込みの者 ※ただし、在籍するまたは在籍した在外教育施設がその学校の規定上、上記の3月以外に修了が定められている場合は、令和7年4月以降令和8年2月までの修了者、もしくは修了見込みの者も、令和8年3月修了見込みの者と同じと見なす
Ⅱ		【必須履修科目】 「化学基礎」および「化学」を履修した者＊ ＊上記名称の科目ではない場合は、相当する科目を履修していること
Ⅲ		人物、学力ともに優秀で学校長の推薦を受けた者

※指定校推薦・特別協定校推薦の出願資格は、別途高校宛に通知します。

卒業生推薦入試

本学を専願し、合格した場合、入学を確約できる者。

本学・各学部アドミッションポリシーを理解し、本学への入学を強く希望する学生を求めます。

学校推薦型選抜入試と卒業生推薦入試の両入試区分の併願はできません。

※法定血族の場合は、令和5年3月31日以前に養子縁組をしていること。

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（10月31日（金）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。詳細は、P.36～をご確認ください。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（金）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。詳細は、P.38をご確認ください。

医学部・歯学部・保健医療学部 以下ⅠおよびⅡの項目の資格・要件を有する者

Ⅰ	①	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	通常の課程による12年の学校教育を令和8年3月修了見込みの者 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和7年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者
	③	外国において学校教育における12年の課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	④	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者
	⑤	文部科学大臣の指定した者
	⑥	外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、もしくは国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑦	文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定試験に合格した者を含む）
	⑧	専修学校の高等課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
	⑨	本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月までにこれに該当する見込みの者。なお、令和8年3月31日までに18歳に達する者
Ⅱ		祖父母、もしくは両親のいずれかが本学医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部（昭和大学医療短期大学含む）の卒業生である者

薬学部 以下Ⅰ～Ⅲすべての項目の資格・要件を有する者

Ⅰ	①	高等学校または中等教育学校を令和8年3月卒業見込みの者 ※現役生に限る
	②	通常の課程による12年の学校教育を令和8年3月修了見込みの者
	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和7年4月以降にこれに該当する者、または令和8年3月までにこれに該当する見込みの者	
	③	外国において学校教育における12年の課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	④	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者
	⑤	文部科学大臣の指定した者
	⑥	外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、もしくは国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑦	文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定試験に合格した者を含む）
	⑧	専修学校の高等課程を令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
Ⅱ	【必須履修科目】 「化学基礎」および「化学」を履修した者* *上記名称の科目ではない場合は、相当する科目を履修していること	
	Ⅲ 祖父母、もしくは両親のいずれかが本学医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部（昭和大学医療短期大学含む）の卒業生である者	

編入学試験

本学・各学部アドミッションポリシーを理解し、本学への入学を希望する学生を求めます。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（10月31日（金）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。詳細は、P.38をご確認ください。

歯学部 以下のいずれかの資格・要件を有する者

Ⅰ	国内の大学を卒業した者または令和8年3月卒業見込みの者
Ⅱ	出願時に国内の大学（短期大学を除く）に1年以上在学し、34単位以上修得した者 ※ただし、単位修得見込み者を除く
Ⅲ	国内の短期大学を卒業した者または令和8年3月卒業見込みの者

※外国の大学（短期大学）に在籍していた場合は、出願前（10月31日（金）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。
詳細は、P.36～をご確認ください。

保健医療学部看護学科 看護師免許取得者または看護師免許取得見込みの者で以下のいずれかに該当する者

Ⅰ	看護系短期大学を卒業した者または令和8年3月卒業見込みの者
Ⅱ	看護系専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること）を満たす3年課程の看護関係学科を修了した者または令和8年3月修了見込みの者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

※勤務を継続したまま、入学することはできません。

※入学までに看護師免許を取得していなければ入学することはできません。

一般選抜入試・大学入学共通テスト利用入試

本学・各学部アドミッションポリシーを理解し、本学への入学を希望する学生を求めます。

※外国の高等学校・中等教育学校に在籍していた場合は、出願前（11月28日（金）郵送必着）に入学資格審査が必要となります。詳細は、P.36～をご確認ください。

※疾病・負傷や身体障害のために、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願前（11月28日（金）郵送必着）に申請書等の書類をご提出いただく必要があります。詳細は、P.38をご確認ください。

一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、医学部一般選抜入試（Ⅰ期）利用の薬学部併願入試 リハビリテーション学科理学療法学専攻一般選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）利用の作業療法学専攻第二希望併願入試、大学入学共通テスト利用入試

以下のいずれかの資格・要件を有する者

I	高等学校または中等教育学校を卒業した者、もしくは令和8年3月卒業見込みの者
II	通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または令和8年3月修了見込みの者
III	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、または令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者
	① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（個別の入学資格審査が必要）、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、もしくは令和8年3月31日までに修了見込みの者
	③ 文部科学大臣の指定した者
	④ 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者、または国際的な評価団体の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
	⑤ 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、または令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
	⑥ 専修学校の高等課程を修了した者、または令和8年3月31日までに修了見込みの者（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）
	⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者